

重要事項説明書

当施設は、ご利用者に対して指定居宅サービスを提供します。施設の概要や、提供するサービスの内容及び、利用契約をする上での重要事項を次の通り説明いたします。

当サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方及び「日常生活支援総合事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定及び日常生活支援総合事業対象者認定をまだ受けていない方でも利用する事は可能ですが、利用される時迄に、介護認定及び日常生活支援総合事業対象者認定の申請手続きを完了して頂く事になります。

———重要説明事項目次———

1. 施設経営法人
2. サービス提供施設
3. 事業の実施地域及び営業時間
4. 職員の配置
5. サービス提供内容と利用料金
6. 緊急時の医療体制
7. 事故発生時の対応
8. 契約の終了
9. 虐待防止
10. 身体拘束適正化
11. 苦情の受付
12. 個人情報保護への対応
13. 第三者評価実施状況
14. 附則

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人希清軒傳六会
- (2) 代表者氏名 理事長 石黒 亘
- (3) 設立年月日 平成11年3月24日
- (4) 法人所在地 石川県金沢市彦三町1丁目8番8号
- (5) 電話番号 076-223-6611

2. サービス提供施設

- (1) サービスの種類 指定通所介護：平成12年3月15日指定「金沢市第1770100772号」
指定介護予防型通所サービス：平成18年4月1日指定「金沢市第1770100772号」
指定基準緩和型通所サービス：平成29年4月1日指定「金沢市第1770100772号」
- (2) サービスの目的 介護保険法令に従い、利用者本人がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等総合的に支援する事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指しご家族の身体的精神的負担の軽減を図る事を目的とする。
- (3) 利用定員 通所介護（介護予防型通所サービスを含む）25名、
基準緩和型通所サービス5名
- (4) 施設の名称 「彦三きらく園デイサービスセンター」
- (5) 管理者氏名 管理者 星野真理子
- (6) 開設年月日 平成12年2月21日
- (7) 施設所在地 石川県金沢市彦三町1丁目8番8号
- (8) 電話番号 076-223-6611

3. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域：金沢市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日	休業日	日、祝日及び12月30日～翌1月3日迄休業
営業時間	8時30分～17時00分の間（1日7時間以上8時間未満）		

4. 職員の配置

当施設では、ご利用者に対し、指定：通所介護及び介護予防通所介護サービスを提供する職員として、下記の職員を配置しています。

- ◆ 記（職員の配置状況） 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員	勤 務 体 制
1. 施設長（管理者）	1名	日 勤
2. 生活相談員	1名	日 勤
3. 看護職員兼機能訓練指導員 （機能訓練指導員）	1名 (1名)	日 勤 (日 勤)
4. 介護職員	4名	日 勤

5. サービス提供内容と利用料金

当施設では、ご利用者に対して、次のサービスを提供しています。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービスは以下のとおりです。

「サービスの概要」

①送 迎：当施設では、送迎サービスを行っています。

②入 浴：当施設では、入浴サービスを行っています。

立位不可能な方は、リフター浴にて、寝たきりの方は、特別機械浴槽を使用して、入浴する

事が出来ます。

- ③排泄：当施設では、ご利用者の排泄への自立を促す為に、ご本人の身体能力を最大限活用した援助を行っています。
- ④機能訓練：当施設では、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止する為に、集団的に行うレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行っています。
- ⑤健康管理：当施設では、ご利用者及びご家族の申し出に基づき、看護職員及び介護職員が、健康管理を行っています。但し、直接医療に関する行為はできませんので、ご承知おき下さい。

「サービスの利用料金」

別表の料金表に基づきご利用者の要介護度で算定した介護サービス利用料金（職員配置加算などを含む。）に、各個人の「介護保険負担割合証」に基づく割合（1割、2割または3割）を乗じた金額（自己負担額）及び、食費の合計金額をお支払い頂く事になります。

特記事項

- ①介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された金額に合わせて、ご利用者の自己負担額も変更になります。
- ②ご利用者が、また要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金を一旦全額お支払い頂く事になります。要介護認定を受けて確定した後に、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻される事になります。
- (2) 介護保険の給付対象とならない以下のサービスについては、利用料金の全額をご利用者に負担して頂く事になります。但し、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、それ相応な額に変更する事があります。その場合には、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までに、ご説明させていただきます。

「サービスの概要と利用料金」

①給食サービス（利用日毎に必要となります。）

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養及び、ご利用者の身体の状況や、嗜好を考慮した食事の提供に努めています。

ご利用毎：別表に定める食費をご負担して頂く事となります。

②通常サービス提供時間を超えるサービスをご利用の場合

通常のサービス提供時間を超えてご利用頂く場合には、次の料金を負担して頂きます。

ご利用に当たっては、出来る限り事前にお申出下さい。

「所要時間1時間未満」利用料金：950円・「1時間超30分増すごと」加算料金：475円

③通常事業実施区域以外の送迎

当施設の送迎車による送迎を行った場合は、通常の事業の実施区域を超えた地点より、片道1km当り20円の費用を負担して頂きます。

④レクリエーション及び創作活動

ご利用者のご希望により、レクリエーションや創作活動等に参加して頂く事が出来ます。

※利用料金：材料等費用の実費

⑤日常生活上必要な諸費用

日常生活用品の購入代金等、ご利用者が日常生活をする上で必要とする費用の内、ご利用者にご負担して頂く事が適切であるものに係る費用：※実費

(3) 利用料金のお支払い方法

前項の(1)、(2)の料金及び費用については、1ヶ月ごとに計算した金額を、以下の方法でのお支払いをお願い致します。

なお、支払い方法は原則として、預金口座からの引き落としとさせていただきます。

◆ 記

支払方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌々月の2日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定された口座より引き落とします。 なお、引き落とし手数料につきましてご利用者様にご負担頂きますのでご了承頂きます。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 北國銀行 問屋町支店 普通口座 279883 社会福祉法人希清軒傳六会 理事長 石黒 亘 なお、振り込み手数料につきましてご利用者様にご負担頂きますのでご了承頂きます。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、会計窓口で現金でお支払いください。

(4) キャンセル料

ご利用者の都合でサービスを中止または変更される場合には、遅くともご利用予定日当日の午前8時30分迄に、連絡して下さい。連絡が遅れますと、食事の調理に入りますので、当日の食費をキャンセル料として、ご負担して頂く場合があります。

6. 急変など非常時の対応方法（医療体制）

サービスの提供中にご利用者の容体に急変があった場合には、当施設では医療行為は行えませんので、ご利用者の主治医または緊急連絡先の方へ連絡して、速やかに受診等を受けられる支援を致します。

なお、急変など非常時以外は、緊急連絡先の方に連絡致しますので、受診などをされる場合は緊急連絡先の方で送迎・付き添いをお願い致します。

7. 事故発生時の対応

(1) 施設では、ご利用者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに緊急連絡先及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 施設では、ご利用者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を履行します。ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合、または利用者・契約者が利用者の心身の状態や病歴について故意に情報を告げなかった事や虚偽の情報を伝えた事、事業者の指示や依頼に反した事などに起因する場合などは、この限りでないものとします。なお、賠償額は事業者が加入する損害保険で支払われる額の範囲とします。

8. 契約の終了

(1) 当施設との契約では、契約の終了する期日を特に定めておりません。従って、下記のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事が出来ます。但し、下記事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了した事になります。

◆ 記

- ①要介護または事業対象者認定により、ご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合またはその他やむを得ない事由により、施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や、重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が、介護保険の認定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤事業者からの申し出により、契約を解除して頂く場合
- ⑥ご利用者が、契約締結時に、その心身の状況及び、病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑦ご利用者からのサービス利用料金の支払いが、1ヶ月以上遅延し、1ヶ月以内の期間を定めた催告にも係わらず、これが支払われない場合

- ⑧ご利用者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従業者若しくは他の利用者等の生命や、身体、財物、信用等を傷つけまたは著しい不信行為若しくはハラスメント行為を行う事等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑨ご利用者またはご家族から施設または職員に対し、著しく強いまたは強迫・恐喝的な言動で、理不尽或いは根拠のない要求やクレームなどが続く場合
- ⑩最後のご利用日から5年を経過した場合

(2) ご利用者は、下記の事由が発生した場合には、当施設との契約解除を申し出する事が出来ます。

◆ 記

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に、同意できない場合
- ②事業者またはサービス事業者が、正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ③事業者またはサービス事業者が、守秘義務に違反した場合
- ④事業者またはサービス事業者が、故意若しくは過失により、ご利用者の身体や、財物信用等を傷つけまたは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者が、ご利用者の身体や、財物、信用等を傷つけまたは傷つける恐れがある場合において、事業者が、適切な対応をとらない場合

9. 管理者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

管理者は、サービス提供中に、当該事業所職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

10. 管理者は身体拘束適正化のため次の措置を講ずるものとします。

ご利用者または他のご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないため、指針を整備し職員による委員会を開催し、職員に研修を実施します。

11. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や、相談の窓口は、次の通りです。お気軽にお申し付け下さい。

私達は、皆様から頂いたご意見・ご要望や苦情に対し積極的に取り組みを行い、ご利用者及びそのご家族様へのサービス提供に反映させ、より質の高いサービス提供に努めます。

なお、直接担当者へ申し出するのが困難な場合は、第三者委員の選任も行っておりますので、ご遠慮なくお申し出下さい。

①苦情受付窓口：生活相談員 邨井一政 電話076-223-6611

②苦情解決責任者：管理者 星野真理子

③第三者委員：山田陽一氏：金沢市本町2丁目3-35

電話076-221-1674

高橋克典氏：金沢市笠舞1-8-18-203

電話090-9769-6375

※第三者委員の職務

- ア、苦情受付担当者から受付けた苦情内容の報告聴取
- イ、苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- ウ、利用者からの苦情の直接受付
- エ、苦情申出人への助言
- オ、苦情申出と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言
- カ、苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況報告聴取

キ、日常的な状況把握と意見聴取

(2)行政機関及び、その他の苦情受付窓口

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| ①金沢市福祉局介護保険課 | : 金沢市広坂1丁目1番1号
電話076-220-2264 |
| ②石川県健康福祉部長寿社会課 | : 金沢市鞍月1丁目1番地
電話076-225-1417 |
| ③石川県国民健康保険団体連合会
(介護サービス苦情110番) | : 金沢市幸町12番1号
電話076-231-1110 |
| ④石川県福祉サービス運営適正化委員会
(石川県社会福祉協議会内) | : 金沢市本多町3丁目1番10号
電話076-234-2556 |

12. 個人情報保護への対応

当施設では、個人情報保護法を遵守する為に、個人情報の取扱い規程を設け、ご利用者及びそのご家族様の個人情報保護に努めています。

- ①取扱い窓口 : 生活相談員 邨井一政
②取扱い責任者: 管理者 星野真理子

13. 第三者実施状況

提供するサービスの第三者評価はうけていません。

14. 附則

指定居宅サービス契約書及びこの重要事項説明書で定めない事項または疑義が生じた場合の事項については、誠意を以って協議の上定めるものとします。なお、本重要事項説明書に定めた事項及び前段についての協議する者は、事業者担当者と本重要事項説明書に署名した契約者（契約者に事故等がある場合は連帯保証人）または利用者となります。また、本契約の協議者以外の親族などから利用者についての状況並びに事業者への要望等については、協議者を通し事業者に連絡するものとします。

私は、ご契約者及びご利用者に対し、指定通所介護、介護予防型通所サービス及び基準緩和型通所サービスの提供（開始・継続）に当り、本書に基づき、重要事項の説明を行いました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人希清軒傳六会
彦三きらく園デイサービスセンター
管理者 星野 真理子

説明者：職名 生活相談員

氏名 邨井一政

私は、本書に基づき、事業者から重要事項の説明を受け納得しましたので、指定通所介護及び介護予防型通所サービス及び基準緩和型通所サービスの提供（開始・継続）に同意します。

同意年月日：令和 年 月 日

契約者 御住所：

御氏名：

利用者 御住所：

御氏名：

連帯保証人 御住所：

御氏名：

特記事項：
